

## 令和3年7月鳥取県定例教育委員会

日時 令和3年7月7日（水）

午前10時～午前11時30分

### 1 開会

○足羽教育長

ただいまから令和3年7月定例教育委員会を開会します。

### 2 日程説明

○足羽教育長

それでは、最初に、教育総務課長から、本日の日程説明をお願いします。

○谷口教育総務課長

本日は、議案2件、報告事項7件の合計9件となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

### 3 一般報告

○足羽教育長

では一般報告ですが、まずこの大雨の状況ですが、昨日7月6日は、西日本豪雨からちょうど3年で、やっぱりこの時期に雨が多いいということだなあと思っているところです。今日はまた七夕の日にこんな状況になって、本当に学校も対応に追われているところです。高校20校が現時点で臨時休校、特別支援学校は琴の浦高等特別支援学校の1校のみですね。朝からバス等が動いてしまっているの、学校にいるほうが安全ということで。ただ鳥取盲学校、聾学校は、午前中で授業を打ち切って帰らせると聞いています。小中学校、義務教育学校は現時点では9校が臨時休校、それから8校が時間変更というような情報が入っていますが、場合によってはちょっと増えるかもしれません。

まず最初に、6月28日に千葉県で、小学生が巻き込まれる痛ましい事故がありました。本当に亡くなられた児童そしてご家族にご冥福をお祈りしたいと思いますし、1日も早い回復を祈るものでございます。遠く離れた千葉ですが、翌日には、すぐ県内市町村教育委員会に、通学路の安全確認の徹底をお願いしたいということで連絡しました。毎年これは点検をしております、PTAを交えてですね。ただ早くこの事故が起こってしまいましたので、早目に通学路の点検をお願いしたところでございます。

それから、新型コロナ関係ですが、6月2日が前回の定例教育委員会でしたが、6月に入ってからずっと感染者0が続いていましたが、6月末になって東部地区でクラスターが

発生、8人だったかと思いますが、そしてそれ以外の感染も今ずっと続いているところでございます。改めて県立学校や市町村教育委員会にも、緩んだとはいませんが、再度感染防止に基づいた意識喚起をお願いしたところです。そんな最中、鳥取東中の生徒が感染しましたが、広がりがなかったということで、4日（日）と5日（月）のみの休校という扱いで、6日（火）からは平常通りに戻っているところでございます。

それ以外で言いますと、県議会が6月14日から7月5日まで開催されました。私にとっても初めての教育長としての答弁をたくさんさせていただきました。代表は自民党の松田議員でしたが、まず所信表明せよということなんで、所信表明をさせていただき、以下一般質問では14人の方から、主権者教育ですとか、境港総合技術高校の若鳥丸代船建造に向けてですとか、それから美術館はできるんだけども博物館の今後はどうかとか、それから夜間中学や不登校特例校ですとか、智頭町にありますサドベリースクールの扱いについてとか、倉吉農業高校の寮の運営体制というようなことに、たくさん質問をいただいたところでございます。しっかり真摯に受けとめながら、政策に生かせる部分はしっかり今後生かして参りたいというふうに思います。

それから6月16日には、智頭農林高校は創立80周年で鱸委員さんにお世話になりました。どうもありがとうございました。

そして6月20日、27日と今年度の教員採用試験を無事終えることができました。詳細はまた報告が今日ありますけれども、関西会場も無事終えることができ、職員は本当に大変でした。関西へ行って試験をやり、帰ってきてからは部屋を分けて、リモートで業務をさせたりで大変だったんですけど、無事今年度の一次試験を終えることができ、これから一次の判定、そして二次試験へと向かっているところでございます。

最後になりますが、7月3日に、県の福祉研究学会に私のほうが参加して初めて講演をして参りました。これは3年前から参加しているんですが、会長は鳥取短大の山田理事長さんで、副会長が藤井元教育長で、県内全体の福祉に関わる児童福祉、高齢者福祉施設、そういった方々が集まられての福祉に関わる研究に、「鳥取県における福祉教育」というタイトルで、教育と福祉が繋がっているけれども、どんなふうに繋がっていけばいいのかというふうな視点で、小中高の取組を紹介しながら、お話を1時間半させていただきました。集まられた方からも非常に好評を得て、「学校でこんなふうにやっているんだ」ということを初めて知ったというふうな声も多く聞かれました。そういう意味では、いい関係ができたんじゃないかと思っているところでございます。

私からの一般報告は以上ですので、続いて議事に移ります。

#### 4 議事

##### ○足羽教育長

本日の議事録署名委員は、佐伯委員と鱸委員にお願いします。

○足羽教育長

まず、林次長から、議案の概要説明をお願いします。

○林次長

はい、それでは説明させていただきます。本日の議案は2件でございます。

議案第1号は、鳥取県立高等学校学則等の一部改正についてでございます。こちらについては、県の収入証紙の廃止、また割り印の廃止等、所要の改正等を行うために提案をさせていただきます。

また、議案第2号は、鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則及び鳥取県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正につきまして、こちらについても、県の収入証紙の廃止に伴う様式等の改正ということで、行っていただくものでございます。よろしくをお願いします。

(1) 議案

【議案第1号】鳥取県立高等学校学則等の一部改正について

○足羽教育長

それでは、議案第1号について、担当課長から説明してください。

○酒井高等学校課長

失礼します。高等学校課の酒井です。よろしくをお願いします。議案第1号、県立高等学校学則等の一部改正でございます。これは卒業証書等の割り印を廃止するというものと、収入証紙廃止への対応というこの2つです。割り印廃止のほうは、昨年、文書の管理に関する規定の一部改正を受けたものでして、これは業務の効率化に繋がるものです。収入証紙の廃止のほうの対応は、県の収入証紙が廃止されますので、それに伴って納付書で入学料等を納めることができるというふうになるものです。これは保護者の手間を軽減するということとなります。委員協議でも一度お話しさせていただきましたけれど、この後政策法務課と詰めの協議を行いまして、今日議案として出させていただきました。

1頁をご覧ください。学則の一部改正で、右のほうが改正前、上は卒業証書です。それで改正後で、この割り印というところがなくなっているということです。入学許可証のほうは、収入証紙の貼り付け欄というのがなくなりまして、納付書の貼り付け欄に変わっているというものです。

2頁をご覧ください。併せて通信教育規則も改正しまして、割り印が廃止になって、それと収入証紙が納付書に変わっているというところです。

特別支援学校の学則は3頁にございます。これも同様に割り印が卒業証書からなくなっ

ている。修了証書からも割り印がなくなっているというものでございます。以上でございます。

○足羽教育長

説明がありました、いかがでしょうか。いずれも簡便化を図ることで、特に割り印のところは学校現場で、これがなかなか大変なんです。ちょっとずれるとダメということで慎重にやっていたのが、それが随分楽になります。

特によろしいでしょうか。はい、それでは議案第1号は原案のとおり、決定させていただきます。

【議案第2号】鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則及び鳥取県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について

○足羽教育長

では議案第2号につきまして、説明をお願いします。

○三橋参事監兼小中学校課長

おはようございます。小中学校課です。議案第2号、鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則及び鳥取県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について、先ほど高等学校課のほうからあったと思いますが、県の収入証紙が廃止されたことに伴いまして、小中学校課で収入証紙による収納を行ってまいりました、教育職員免許状申請手数料について、新しく納付書によることとしたいと考えております。

1頁をご覧いただけたらと思いますが、左上の収入証紙添付欄を右上のように納付書添付欄のように修正をするものであります。併せて押印のほうも省略をするというものであります。

また、4頁をご覧いただきたいと思いますが、教員の臨時免許状の様式です。これにつきましても、普通免許状の様式と同様に、このように変更したいと思っております。以上です。

○足羽教育長

議案第2号も第1号同様に県の事務の変更に伴っての割愛をしていくものでございますが、いかがでしょうか。

異論はありませんか。はい、では議案第2号も異論はないようですので、第1号同様に原案のとおり決定とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○中島委員

ちょっと1点だけ教えていただきたいんですけど、議案第1号のほうなんですけど、様

式の第2号の2というものの「入学許可願」というのが、これは要するに受験した側からすると、「私は受験することによって、学校に入れてほしいという意思表示をしているのだ」という感覚があるんですよね。それでもう一度「入学許可願」を出すということが、どういうことなんだろうなという違和感をその昔持ったような記憶があるんですけど、これはなにか法律に基づくものなのか、それともあくまで条例なのか、なにに基づいてこの様式は必要なんですかね。

○林次長

入学許可は、いわゆる入学手数料をいただくという行為と、また未青年なので連帯保証人とかの保証人部分を記載したものを提出していただくという意味と、それから受験はしていただいたんですけども、本人たちが入学するという最終意思確認、この部分があるので、この様式そのものは提出いただきたいと考えています。

○中島委員

様式第2号2というのは、本当に必要なものなんですか。

○酒井高等学校課長

合格してから悩んで、やっぱり違った方向に行くということもありますので、この「入学許可願」というのは、どうしても必要です。

○足羽教育長

最終的な意思確認と、手数料徴収をするという意味合いです。

○中島委員

そこはわかりました。私が微妙にニュアンスとしてちょっと気になるのは、要するに「許可してくださるよう」ということで、教育を受ける権利を前提としているのに、そこにおいて試験に通っているのに、「許可してくださるよう」という言い方が、対等な関係を前提としていないという感じがするんですよね。「いろんなことをフラットに考えていきましょう」という社会の風潮からすると、この文言というのは、ちょっと権力的かなという感じにおいて違和感があるんです。

○酒井高等学校課長

ありがとうございます。他県も参考にしながら、ちょっと調べさせてください。

○佐伯委員

これって、入学式のときの校長先生の式辞かなにかも、確か「許可する」と言いますよ

ね。言われてみればそれはわかりますけれど。

○中島委員

高校という場が、まあ大学なんかはもっとそうですけど、一緒に社会のことについて学びつつ考えていこうという場であるとする、その関係性の一番初めにおいて、こういう上下関係を前提とするという文言があることが、いいのか悪いのか。昔だとちょっと威嚇的効果もということで「お前ら言うことを聞けよ」的なニュアンスも、正直言ってあったのかなと思うんですけど、ちょっとどうなのかなというようなことも感じますので、もしご検討いただけましたら。

○足羽教育長

わかりました。ではちょっと研究を。

○若原委員

大学でも入学式の時に、「入学許可宣言」というので、「誰々以下何名、入学を許可する」と言いますが、それで学内でも「ちょっと今の感覚に合わんじゃないか」と。むしろ権威的な姿勢はどうかというよりも、今の時代「よく来てくれた」というふうにも実際思っているのに、なんだかそういう言い方はちょっと実態に合わないという議論はありました。

○足羽教育長

頭を下げてでも来てほしいという状況もあつたりしますし。「許可してあげるとは何事だ」というようなことですね。わかりました、検討してみます。

## (2) 報告事項

○足羽教育長

続いて報告事項に移ります。報告についてはこれまでどおりの流れで進めさせていただきたいと思いますので、説明の際は、最初に所属名・職氏名を発言の上、お願いします。では、報告事項のアをお願いします。

### 【報告事項ア】令和2年度鳥取県教育委員会業務適正化報告書について

○前田教育総務課参事

教育総務課教育行政監察担当の前田と申します。よろしく申し上げます。そうしましたら報告事項ア、令和2年度鳥取県教育委員会業務適正化報告書について説明させていただきます。概要版の資料で説明させていただきます。

まず、教育委員会の業務適正化の取組についてですけれども、地方自治法が改正されまし

て、これは令和2年4月施行なんですけども、「適正な事務処理の確保と組織運営の合理化」の観点から、知事が「業務適正化に関する方針」を定めて、これに基づきチェックする体制を整備して、毎会計年度ごとに、評価報告書を作成の上、監査委員の意見を付して議会に提出して報告することが義務づけられたものでございます。

これを受けまして、本県知事部局におきましては、財務、個人情報管理、公文書管理及び情報管理に関する事務において、不適正事務の未然防止だとか、実地点検・自己点検を通じた適正化の取組を進めております。あくまで、これは知事部局に求める取組ですので、教育委員会については、制度上の義務付けだとか、法律上の義務付けはないんですけども、知事部局に準じた対策を加えるということで、教育委員会といたしましても、知事部局に準じて、事務の適正化の推進を図っていききたいということで始めているというものでございます。

2に昨年度の取組状況について説明しております。(1)に取組内容の表を付けておりますけれども、教育委員会としましても、財務、会計、次に個人情報保護・情報セキュリティ、公文書管理、さらに教育委員会独自に県費外会計の取組をさせていただきました。知事部局と同じように、実地検査、自己点検をやりましたけれども、実地検査について、財務のほうにつきましては、収入や支出の状況について32所属、これは県立高校を含めてなんですけども、実際に現場に行って点検をさせていただきました。ただし、この32所属のうち、18所属につきましては、これは知事部局の会計管理局会計指導課のほうで、向こうも点検をやっておりまして、そこから検査結果をいただいて、教育委員会の報告内容に反映させているというものがございます。

続きまして個人情報保護・情報セキュリティにつきましては、個人情報の流出防止の取組などにつきまして、県立学校を含めて23所属を現場で点検いたしました。公文書管理につきましては、公文書・簿冊の作成の状況とかにつきまして、県立学校を含めて16所属を点検しまして、県費外会計につきましては、学校預かり金等の状況につきまして、これは県立学校だけなんですけども、16校を対象に検査をしました。現場では各分野の諸規程に即した事務が執行されているかということ、現場で見せていただく書類だとか帳票類を確認しながら実施したというものでございます。

自己点検のほうにつきましては、これは県費外会計以外なんですけども、全所属、県立学校も含めて対象にしまして、セルフチェックリストを各所属に送りまして、それぞれの項目がちゃんと出来ているかどうかということ、自己点検してやってもらったというものでございます。

(2)に取組の結果を載せておりますけれども、実地検査とか自己点検で判明した不適正事務というのが表に書いてあります。会計等につきましては、事務局等では契約事務の遅延がありました。県立学校のほうでは、契約不備が遑ってやられていたものだとかがありました。個人情報保護・情報セキュリティにつきましては、事務局のほうでは、個人情報を外に持ち出す場合には、上司が許可しなければいけないんですが、そのための管理簿

を整備していなかったり、整備していても利用しなかったというところがありました。県立学校につきましては、仕事で使うUSBは決められたものを使わなければいけないんですが、私物のUSBを使っているというのがあったということでございます。他にも生徒の個人情報の誤送付というのが、昨年度残念ながら発生しておりました。

公文書管理につきましては、事務局の文書作成は電子決裁システムで全て電子化されているはずなんですが、そこをなぜか余白の紙起案でやっているところがありましたので、それを指摘したというのがあります。県立学校につきましては、文書事務につきましては「文書管理規程」という文書事務のルールを定めた規程があるんですけども、それを知らない教職員がおられました。そういう意味で、学校ではルールが不徹底だということがありました。

県費外会計につきましては、その会計を取り扱う要項がちゃんと整備されていなかったというような指摘をしたということがあったということでございます。

こうした不適正事務に対してどうしたかというのが、2の「不適正事務への対処」で説明しておりますが、実地検査で指摘した不適正事務につきましては、いずれも現場で改善を指導し要請したところでございます。事後的に追跡調査をしたんですけども、いくつか去年不適正だった事務について、今年ちゃんと出来ているかなというのを見てみましたら、契約日が遅延したものにつきましては、今年はちゃんと遅延せずにやっておりましたし、要項の不備も、ちゃんと要項を整備したといったところが確認出来たりしております。自己点検で判明した不適正事務につきましては、その自己点検の際にそれぞれの学校・所属で改善策を検討して実施してもらっているところでございます。

こういったことを踏まえまして、昨年度の総括ですけども、基本的に昨年度の取組で発見された不適正事務で、第三者に著しい損害を与えたりだとか、懲戒処分の指針に触れるような重大なものは認められませんでした。実地検査や自己点検を通じて、一定程度の改善が図られたものと認識しておりますが、その中で令和2年度中に対処できなかったものがいくつかありましたので、それにつきましては今年度早期に対処したいというふうに考えております。不適正事務の発生リスクを0にするということは非常に困難ではありますが、こういった取組を続けていくことで、今後も不適正事務の未然防止に努めていきたいと考えているところでございます。以上です。

#### ○足羽教育長

はい、説明は以上ですが、委員の皆さんのほうからいかがでしょうか。

#### ○鱸委員

USBについて、現場の先生はけっこう私物でも使っちゃうんですね。こういうものについては、私物は使ってはいけないというようなはっきりした決まりはあるんでしょうか。

○前田教育総務課参事

USBは私物を使うことが基本的にはダメで、学校によっては、たくさんUSBを揃えていて、どの先生でも自由に使えるようにして、誰かが使い終わるのを待ってという状態にならないようにしているところもあります。基本的にはそういうふうに対処すべきで、それができていなかった所につきましては、「USBをちゃんと揃えてやってくださいね」ということで注意しております。

○鱸委員

できていなかったというのは、どういう内容ですか。USBの中に入っていた資料の内容に問題があったとか。

○前田教育総務課参事

資料の内容までは見てないんですが、教職員が学校で指定されたUSBでなくて、個人のUSBを使って仕事をしていたということです。そうなってくると、下手すればウイルスが入っていたりだとか、そこで情報漏洩が起きたりと、許されるものではありませんので、学校が指定した登録されたUSBを使わなければならないということにして、それを注意して今後徹底していきたいと。

○鱸委員

そうすると、学校で使用するUSBは、全て学校登録のUSBでないといけないというルールがあるわけですね。わかりました。

○林次長

今は以前ほど高価でもないですし、消耗品として買えるので、複数個買って「今、誰が持っている」という管理簿を付けて、中期的にその先生が持っているというのを管理して、「無くしてもらったらまずいよ」と意識させる形であれば、現実的にもそんなに無理もないと思いますので。あくまでも私物を使わないというところに引っかかかっていて、使い方そのものは多分そんなに問題はなかったですね。

○鱸委員

学校のUSBの使用状況について、個人情報兼ね合いとか、学校のルールとかははっきり知らないんですけども、たとえば総合療育センターとか、これは県立の医療機関ですけど、データの取扱いについては気を使っていると思うんですが、意外と徹底できていない部分もあったりするのかなと思ったりするんですが、教育現場では数名あったということですけども、だいたいはできているわけですね。

○林次長

教職員は公用で買ったUSBを必ず使うというルールが基本にあります。以前は多分おっしゃったようなことがあったと思うんですけども、今は私物を使用するというわけにはいきません。県庁の職場ではUSBそのものが公用であっても、パソコンに取り付けてもすぐに使えないようになっていきます。許可を取らないと、そのUSB自身がファイルを読み書きできないシステムになっています。県立学校はまだそこまでにはなっていないので、使い方としては自由度はあるんですけども、必ず公用を使うというセキュリティはありません。ウイルスが怖いので。

○鱸委員

そういう運用の面で必ず徹底する必要があるんですね。ありがとうございます。

○中島委員

基本的には、これは知事部局のルールに準じる形ということなんですよ。私も現場のことっていうのはわかってないんですが、今いろんな形で教職員の業務負担の軽減が言われていて、そういうことの中で、いろんな内部統制をしっかりとやるということと、ちゃんとやろうとすればするほど、基本的にはある意味、業務負担が増えてくるという部分が出てくることもあるのかなと思うんですけど、現場での仕事をスムーズに進ませるといふところの中で、教育現場にある程度特化して考えた時に、この部分は知事部局とは事務的な扱いを変えてもいいんじゃないかみたいな部分というのは、あるものなんでしょうか。

○前田教育総務課参事

運用の違いについては、情報セキュリティにつきましては、知事部局のほうは庁内LANという環境なんですけど、学校は全く別でT o r i k y o N E Tという特殊環境を使っております。そこでのルールは、教育環境課が定めているんですけども、そういったところのルールの徹底・確認は必要だということはあるので、そういった意味での点検は進めたりしております。公文書管理につきましても、知事部局での起案は電子決裁システムが基本です。学校は財務系の支出手続き等については電子決裁システムなんですけど、それ以外の部分は昔ながらの紙起案で、文書管理規程もそういった点での内容になっています。そういう違いがありますので、そういったことに配慮しながら、教育委員会として独自の対応ですので、そこはそういった内容を加味しながら点検はしましたし、今後もやっていく予定ではあります。

さっきおっしゃった業務の効率化もあるんですけども、おっしゃるとおり負担が出るということについて、あまりにも厳しく細かく徹底することになるのかもしれませんが、逆にルールを守ることによってスムーズに行くこともありますし、そもそもルールを知らないと

いう先生方もおられるんですね。そのルールをちゃんと教える仕組みというのも今年度の取組で、チェックリストの中に、「こういったルールはこんな規定を見ればいいですよ」というのがすぐわかるような電子的な仕組みも考えておりますので、基本的なルールはしっかり押さえて適正な事務を進めてもらいたいと思います。不適正な事務・不祥事が起きると、それがそれでまた負担になりますので、やっぱり不祥事を防ぐということをまず第一に考えていきたいと思います。

#### ○林次長

必要に応じて当然、要項を変えるということであれば、直してはいきたいと思いますが、今の段階では情報セキュリティと公文書管理の規定そのものは、知事部局と学校のほうは全く同じではありません。内容は少し現場を踏まえたものになっていますけれど、あとほどこまで調整すべきかというところなのかなと。財務に関しては会計規則の関係がありますから、これに関しては完全に知事部局と同じ基準で動いております。それ以外の情報セキュリティや公文書の部分は、全く一緒というわけではないので、そこは現場と合わせながら、やっぱりルールは知った上で「もう少しこうしてほしい」というのであれば、その具体的な要望は学校からの意見としては聞いて、場合によってはルールのほうを変えるということも、きちんとやり取りをしながら進めたいと思います。

#### ○佐伯委員

高校の先生方の業務で、部活動の運営部分の会計とか、生徒会関係とか、PTA関係とか、そういう部分というのが、学校の授業などにプラスしてあるんですね。それで働き方改革と言われている中で、いかに事務の先生とのすみわけを進めるか、できるところまではしてもらってみたいなところがあったらいいのかなと思うんですけど、そういうところでもう少し軽減できないかとかいう意見は学校の先生方からは出てこないんでしょうか。

#### ○前田教育総務課参事

当然出てきたりはします。昨年度には、具体的に県費外会計のことになりますが、こういったルール改正をとるところまではなかったんですけども、これまでも先生が立て替え払いをしたりとか、最終的にはお金が戻ってくるにしても一時的に自己負担があったりとかがあって、それが問題になったことがありましたので、あらかじめ少しお金を渡しておいて、その中で対応してもらって、先生の財布の負担を減らすとか、そういった制度を設けたりしておりますので、おっしゃったことにつきましては、学校から「もう少しこういったところを工夫してください」というようなことが出れば、制度そのものに反映して改めるということは検討させていただきたいと思います。

#### ○佐伯委員

わかりました。ありがとうございます。

○足羽教育長

実際部活動とか、教員が個別に持たないといけないもの、これがけっこうややこしくて、大会参加費なんかを払わないといけないけど、教員は授業があるので、なかなかできない。その辺を事務に預けて事務が払ってもらおうとかというようなことはしていますが、以前は先ほどあったように、自分の財布からとりあえず出して後で集めるなんて、どんぶり勘定的にやるのがけっこうあって、そういうことはダメだと一定の基本ルールを定めて、それが確認できるようにと工夫しながらやっている面があります。確かにがんじがらめにする動きがつかないというような部分があるので、なんとか幅で都合がつくようにということがあります。こうしたことで、しっかりルールを守りつつ、負担とのバランスを考えながら、事務の適正化に努めて参りたいと思います。

【報告事項イ】令和4年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験（第一次選考試験）の受験状況について

○足羽教育長

それでは、報告事項イについて、説明をお願いします。

○井上教育人材開発課長

報告事項イ、令和4年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験（第一次選考試験）の受験状況について、報告をさせていただきます。小学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭につきましては、今年度も関西会場を設置しまして、6月20日に鳥取県立鳥取西高等学校及び新梅田研修センターの2ヶ所に分散をして実施をしました。中学校教諭、高等学校教諭につきましては、その1週間後の6月27日に、鳥取県立鳥取湖陵高校及び県教育センターにおいて実施をしました。6月20日が大阪府の緊急事態宣言の最終日に当たっておりましたので、2のような新型コロナウイルス感染症予防対策を厳格にしながら、実施をさせていただいております。特に当初予定をしておりました技能実技試験を二次試験のほうに以降し、一次試験は6月20日、6月27日ともに、一般教養試験、適性検査、筆記試験のペーパー試験のみを実施し、受験者がお話をする機会がないように、感染予防対策を徹底しております。マスク着用、消毒ですとか、非接触型体温計による検温等を実施しまして、厳格に実施をさせていただきました。

実施状況につきましては、裏面の2頁で表にまとめさせていただいております。小学校教諭につきましては、一次試験対象者が合計364名中の346名受験をしていただきまして、受験率としましては95%でございます。一次試験対象者は特別選考によって免除される方は入れておりませんので、志願者全体としては418名になりますけれども、そ

のうち試験対象者としては364名という形になります。以下同様に特別支援学校教諭につきましては、一次試験対象者59名中54名、92%の受験率。養護教諭につきましては一次試験対象者109名中98名、90%の受験率。中学校教諭につきましては、全体で212名の予定者のうち、192名の受験で、91%の受験率。高等学校教諭につきましては、全体で199名の予定者のうち、171名の受験で86%の受験率。すべてトータルをしまして943名の予定者中、861名の受験で91%の受験率ということで、6月20日という緊急事態宣言中という期間でありながら、多くの受験者の方にきちんと対応し、感染対策を徹底していただきながら、このような形で実施できたことを喜んでいるところでございます。現在鋭意採点をし、第一次選考に向けて準備をしております。今後の予定としましては、8月3日に結果発表を行いまして、8月28日から9月5日まで第二次選考試験を実施する予定でおります。厳格に適正に選考を行いまして、優位な人材が選考できるように努力して参りたいと思っております。以上でございます。

○足羽教育長

最後の日程のところをちょっと丁寧に、書いていないところを説明してください。

○井上教育人材開発課長

失礼しました。第二次試験を8月28日（土）から9月5日（日）の間に、それぞれ受験者ごと、校種ごとに日を指定しながら実施をしたいと考えております。1日ないし2日の日程を指定するというので、これは一次試験の合格者数によりますので、ただ今計画中でございます。二次試験の合格発表は9月30日を予定しております。

○足羽教育長

例年より早目早目の日程にしておりますが、早く合格される方、不合格の方も押さえようという作戦で全国より早めた状況になっております。何かご質問ございますでしょうか。

○中島委員

昨年度の採用において、例年にないような不祥事というか若干あったような気もして、昨年度のことを踏まえて今年度の採用試験の過程において、なにか新しいことを考えられるのか、例年どおりいくのかということについていかがですか。

○井上教育人材開発課長

人物評価試験をすべて二次試験のほうに予定をしておりますが、場面指導あるいは集団面接の中のグループワークを、より効率的にといたしますか、受験者人数を一定確保しながら、厳格に運営できるように工夫をして参りたいと考えております。評価項目ですとか、評価の内容につきましては、改めて検討することにはしておりますが、基本的には昨年と

同じように流していきながら、見るべきポイントをしっかりと検討して参りたいと思います。

○若原委員

大阪の試験会場が変わったことで、何か変化がありましたか。よかったとか、あるいはその反対とか。

○井上教育人材開発課長

特に混乱もなく運営できたと思っておりますし、当初予定していた会場と同規模の会場が確保できました。受験者が入場してくるときが一番密になる可能性があったんですけども、時間を分散しながら、なんとか対応できたと思っております。特に大きな問題はなかったと考えております。

○若原委員

環状線福島駅の近くですか。

○井上教育人材開発課長

はい、そうです。

○若原委員

最寄り駅は福島駅ですか。

○井上教育人材開発課長

福島駅ですけど、おそらく梅田駅から歩いていくのが多いのかなと。

○足羽教育長

そのほか、いかがでしょうか。

○佐伯委員

試験内容を二次試験のほうに移動したということだったので、一次試験はたとえば午前中とか午後だけというように、昼食を挟まなくても実施ができたということですか。

○井上教育人材開発課長

はい、そこに記載しましたとおり、6月20日は午前10時から午後0時半までで済ませることができました。それから6月27日は午前9時15分から午後0時5分までで済ませることができました。

○足羽教育長

体調不良者はなかったんですか。

○井上教育人材開発課長

検温を実施しまして、検温によって、「熱がありますよ」という方はいらっしゃいませんでした。体調不良は自己申告なんですけども、実は1名別室対応した方がいらっしゃいます。その方は咳が出るということで熱はありませんでした。念のために別室で対応したということで、その点に関しても大きな問題はなかったと考えております。また、受験者全員に対して、「もし試験後に何か体調の変化、特にコロナに感染等ということがありましたら連絡してください」ということは言っております。現在のところは何もありません。

○足羽教育長

第一次選考が無事スタートできたということで、なんとか来年度の教員確保、それもいい人材確保ができるように評価をしっかりと行って参りたいと思います。ありがとうございました。

【報告事項ウ】令和3年度鳥取県教科用図書選定審議会の答申について

○足羽教育長

では続きまして報告事項のウ、特別支援教育課です。

○山本特別支援教育課長

失礼します。特別支援教育課です。令和3年度鳥取県教科用図書選定審議会の答申について、別紙のとおり報告をいたします。

1頁をお願いいたします。4月27日に、第1回の教科用図書選定協議会を開催いたしまして、6項目ありましたうちの4項目について答申をいただいております。答申の内容につきましては、2頁から5頁までご覧をいただければと思います。

6頁をお願いいたします。第2回の審議会を6月10日に開催いたしまして、残りの2項目につきまして、答申をいただいております。このときに教科用図書の選定に必要な資料ということで、中学校の教科書と特別支援学校関係のものをいただいております。7頁以下が、まず特別支援学校及び特別支援学級に関するものでございます。11頁の上から3つまでが、文部科学省が作成しております著作教科書というものになります。それ以下が一般図書で、絵本ということになりまして、今回15冊の著作教科書と一般図書6冊の基準について答申をいただいたということになります。

それから15頁以下が、中学校の歴史関係となります。今回審議をいただきましたのは、

21頁の自由社「新しい歴史教科書」ということになります。昨年度それ以外の教科書につきましては、採択を受けておりました。これが当初文部科学省の採択を受けることができず、その後決定審査で合格をいたしましたので、昨年度末に文部科学省のほうから基準について調査をするようにという指示がありまして、この21頁の自由社につきまして、内容等について審査をいただいて、その報告があったということでございます。

26頁をお願いいたします。今後の流れでございます。今後の市町村等につきまして、今資料を送付しております。二次答申等を受けまして、7月に特別支援学校のほうで採択の決定をいたしまして報告がある予定でございます。また8月下旬に各市町村から報告等を受けまして、9月に文部科学省のほうに利用数等の報告を行う予定でございます。以上です。

○足羽教育長

説明がありましたが、いかがでしょうか。さっきあった自由社の歴史教科書で問題視されるようなことは特になかったですか。

○山本特別支援教育課長

そのあたりにつきましては、どうでしょうか。

○三橋参事監兼小中学校課長

はい、検定を通過しているという部分で、特にこういうことが気になるというのはなかったようでございます。

○中島委員

プロセスは検定を通過していることを前提としながらだから、検定を通過していることを前提に各委員の方にチェックをしていただいているということなんですよ。各委員の方から意見はなかったのかということについては。

○三橋参事監兼小中学校課長

委員さんからは特に聞いてはないです。

○中島委員

特段の発言はなかったということですか。

○小中学校課岸田課長補佐

よろしいですか。他の教科書会社と書きぶりを揃えるというか、そういったところでいくつか「ここの表現はどうだろうか」というようなご意見はいただいたと聞いていますが、

中身についてどうだというようなことではなくて、ある程度他の教科書会社と揃えないと、自由社だけが詳しく書き過ぎてもいけませんし、そういったところで2、3ご意見をいただいたというのはあります。

【報告事項エ】美術品の購入について

○足羽教育長

それでは、報告事項エの説明をお願いします。

○尾崎理事監兼博物館長

私からは、美術品の購入について報告いたします。毎年予算を付けていただいて作品を購入しております。昨年度8点の作品の購入、それから56点の寄贈を受けております。

図版を見ていただくとわかりやすいと思いますが、今回珍しいものといましては、長谷川利行という方の「前田寛治夫人像」というのがございます。これは、長谷川利行というのは前田寛治とも親交はありましたが、若くして亡くなり作品が少ないです。私どもの博物館としましては、前田寛治を顕彰してきた館として、収集にふさわしい作品だと考えております。

それと、新しい美術館の建設につきまして、少しでも作品の収集の方針を広げていこうということを考えております。それでこのことにつきましては知事とも協議いたしましたし、今回の作品の中にも入っておりますので、議会にも報告いたしましたが、具体的にいいますと、これまでは鳥取とのゆかりという縛りが強かったですが、もう少し広げまして、近現代の優れた作品というものを収集していこうということを考えてございます。

それと新しい美術館は「未来を創る美術館」ということを標榜しておりますので、若い存命の作家の作品についても収集していこうと思ひまして、ベテランから若手まで現代美術の作品を今回は収集いたしております。

収集金額といたしましては全部で1,980万円となっております、通常3,000万円程度の予算で最近は購入させていただいておりますので、今年も例年なみの作品を収集できると思っております。こうして収集して新しい美術館に向けて、コレクションのほうを充実させていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○足羽教育長

いかがでしょうか。

○若原委員

こういう美術作品というのは、所有者があるんでしょう？

○尾崎理事監兼博物館長

長谷川利行のものは、おそらくコレクターが持たれていたものを画廊が預かって、そこから話が来たものでございます。いろいろでございますね。

○若原委員

これ、今どういうものが売りに出ているというのは、美術商を通じて情報を得るわけですか。

○尾崎理事監兼博物館長

どこの美術館も方針がございますので、だいたい美術商のほうも、この作品だったらこの美術館、博物館が買いそうだという情報を持っていますので。それと非常にありがたいのは、鳥取県の場合は収集予算が付いておりますので、そういう情報が集まりやすいんですね。収集予算が付かなくなると途端に情報が来なくなります。そういった意味で今回についても、こういった珍しい作品の情報が向こうからくるという感じで。

○若原委員

売り込みに。

○尾崎理事監兼博物館長

ええ、そういう感じでございます。

○鱸委員

よくわからないんですけど、この写真で4と5です。これは消えているわけじゃないんですね。これはなに？

○尾崎理事監兼博物館長

ちょっとわかりにくいかもしれませんが、この作家というのは立体が中心で、この作品はパステルで紙を塗りつぶしていったような作品でございます。鳥取県にも縁がございまして、県内に住んでおられたりとか、先日の展覧会では巨大な作品を博物館の前庭に展示したりして、そういったこともございまして、この作品はちょっと代表的な作品であると思いますので、収集したようなことでございます。

○若原委員

このあいだ垣田健次郎さんの寄贈された展示会がありましたね。ああいうものも今後一つのテーマにして、集めていこうと。

○尾崎理事監兼博物館長

そうですね。実は今日は述べませんが、垣田さんから追加で何点か作品を寄贈いただきました。それでこういった版画系の作品というのは、今の博物館には少ないので、この後こういった紙による作品、版画系のものを集めていきまして、ある程度体系立てたものとして、新しい美術館のコレクションに入れていこうと思っています。

○中島委員

近代の作品はなんでこれなのかという理由はわかりやすいんですが、現代美術のほうの選ばれた理由のようなものはありますか。

○尾崎理事監兼博物館長

今日は書いておりませんが、現代美術でもいくつかもう少し細かい方針を立てておまして、展覧会というのは、これまで博物館が集めてきたコレクションと、今後新しい美術館ができるにあたって学芸員が集めたいと思うような作品と一緒に並べまして、県民の皆さんに見ていただいて、アンケート等も取りまして、だいたい認めていただいたと思うんですけど、その中に展示した作品でございましたし、この作品はすべて1回県民の皆さんに見ていただいたということもございますので、そういった意味でもあまり極端なものではございません。

美術作品の収集というのは、どれが出てくるかわかりませんので、いくつか方針を立てて、その方針の中で足りないものというのを優先的に集めていくというような収集の仕方をしますので、今後そういった方針に沿って集めていきますと、現代美術の中でも、こういった傾向のものを集めようとしているんだなというのが段々わかってくると考えております。

○中島委員

尾崎館長がまだ方針を立てている最中だというお話なので、明確にこれというのではないと思うんですが、新しい美術館に向けて、こういう個性を出していけたらというような、館長が考えていることで教えていただけるようなことは。

○尾崎理事監兼博物館長

県立ですのであまり極端なことはないと思うんですけど、戦後美術の中でもわりと代表的な作家というのもある程度決まっておりますので、そういった作家についてはやっぱり今まで鳥取県と関係のある作家については収集することができませんでしたので、ひとまずは戦後美術を形成するような作家のもので、比較的手に入りやすいものについて集めていこうと考えております。

○中島委員

この立川さんの作品とかもおもしろいですね。後ろのほうは原発で、一見のどかな風景に見えつつ、色調が明るかったりするんですけども、なにか禍々しさも混ざっているというおもしろい作品ですね。

○若原委員

この前田寛治夫人像の夫人は何歳ぐらいですか。

○尾崎理事監兼博物館長

そうですね。伝記がありますので調べればわかるんですけど、でもまだ若い時だと思います。裏に長谷川の字で「前田寛治夫人像」と書いてありますので、信頼といたしますか、問題ないと思います。

○若原委員

前田寛治さんも若くして亡くなっていますので、これは亡くなられた後でしょうね。

○尾崎理事監兼博物館長

おそらくそうだと思います。

○若原委員

郷土ゆかりの作品で、いいんじゃないですか。

○中島委員

これはいつごろから見れるんですか。

○尾崎理事監兼博物館長

時々、最新収集所蔵品展ということで、常設の中に展示することはありますが、ちょっと今のところ予定は立っていませんけれど、なるべく早く見ていただきたいと思っておりますし、また新しい美術館できましたら、代表的作品ですので、十分見ていただけたと思います。

足羽教育長

ほかにございますか。全部を美術館へ持っていくというより、博物館に残すものも考えなきゃいけない部分もあるでしょうから、全体トータルとして、美術館プラス博物館で検討して参りたいと思います。では、報告事項エも終了させていただきました。

残りの報告事項につきましては、時間の都合により説明を省略することとしたいと思い

ますがよろしいでしょうか。

はい。では、以上で報告事項を終わります。

## 5 その他

### ○足羽教育長

各委員さんのほうから、なにかございましたらお願いいたします。

### ○佐伯委員

G I G Aスクールの取組状況について、もう1学期もここまできていますから、進捗状況など聞けたらと思います。

### ○足羽教育長

前回にもちょっと報告を差し上げたので、8月ぐらいにはまた「この1学期を振り返って」というふうにして、こまめにお伝えしたいなとは思っています。

### ○佐伯委員

わかりました。

### ○足羽教育長

今回の議会で必ず聞かれると思っていたんですが、G I G Aスクールについて質問が一切なかったんです。4月当初から準備していたんですが。答弁を考えながら、こんなふうにならなくていいように。すごく全国より先んじて、いろんな取組を仕掛けていて、発信できるものはたくさんありますので。Intel等との連携とか、いろんな取組を今進めていますので。

### ○佐伯委員

すごく学校間格差とか学年格差を感じていて、想像していた部分よりもまだ進まないというのが実感としてはあるんです。それは現場の中での動かないところもあるでしょうし、一気に進めてもというところがあったりするのかなとも思うんですが、進んでいるところは進んでいると思うんですよ。それがなかなか横展開にはなっていないなというところは感じているので、またちょっとお話が聞けたらと思います。

### ○足羽教育長

そうなると多分個別の学校だったり、あるいは学校の中でも一部の先生だったりというふうになるので、特に学校間の差が見えるんだったら、どこが取組・スタートが遅れている

ということが分かれば、そこに市町村教育委員会を通して注力していくというほうが早いなあと思います。「みなさん研修やりますから、どうぞ」というふうに口を広げて待っているだけじゃなくて、了解が取れば「こんなふうにされると、すぐにこんなところまでできますよ」と働きかけていくことが必要かなと。

○佐伯委員

「こんな状況で困っている」とか、「この辺で少しアドバイスがほしい」とか「実際に学校へ入ってほしい」みたいなことが、地教委から県教委に上がってくるということは、なかなかないんですか。

○足羽教育長

それはそうした相談の窓口を、教育局と教育センターのG I G Aスクール推進課でできるように、ずっと4月当初から市町村のほうに言っていますので、「うちはもうちょっと踏み込みたい」という声があれば、すぐにでも出かける体制はあります。

○佐伯委員

そうなってくると、管理職の意識かなと思います。

○足羽教育長

そうですね。

○佐伯委員

たまたま出会った方に、「こういうシステムがあるので、別に地教委を通さなくても、直接教育センターのほうに言っていただいたら大丈夫なんですよ」と伝えましたが、その方は推進リーダーの方じゃないかと思ったんですけど、そういうことはあんまり知らない感じでした。

○中島委員

教育センターの横山課長が考えておられると思うんですが、朝の会の健康チェックで使っているかとか、授業で写真交換をしているか等、学校や教員個人のセルフチェックをつくと進みやすいのではないかと思います。

○佐伯委員

今は修学旅行のシーズンで、旅行先に持って行って写真を撮ってまとめたりすればいいと思いますが、多分子どもたちは持ち出してないんじゃないでしょうか。

○中島委員

充電の問題とかもありますし。

○足羽教育長

壊したりとかも心配で。

○佐伯委員

そういうことでは進まないなと思います。

○中田教育次長

この1学期に始まったばかりで、学校によって差がでています。今年は三本柱（写真を使う、グーグルのソフトを使う、アンケートで使う）をとにかくやることを目当てにしていて、個々に対してのそういう指標は出しています。管理職についての指標は年に数回取ることとしており、初回は先月取りました。管理職一人ひとりに話はできないですが、それを見て自校の進捗を感じとってくれるのではないかと思います。校長会等でも情報発信はしていきたいと思います。

○佐伯委員

ちょっと空いた時間帯で、簡単なドリル的なことで使ったり、繰り返しやっていけば力もつくと思います。そういうことはすぐできると思いますが、あまりやってる感じじゃないですね。

○足羽教育長

最初から大きなことは難しいが、おっしゃるような小さなとっかかり的なことは着手することが大事なんだろうなと思うんですね。悉皆で校長研修も全部やりましたが、その中で先ほど中田教育次長が言ったのが校長へのアンケートで、校内研修していると答えたのが7割くらい。逆に言うと3割の学校はしていないということになるわけです。全県の中で7割は動いているのに、動いていないのが3割。その辺りで、やっぱり管理職の意識をしっかりと高めていただいて、管理職が号令をかけないと動かないと思うので、管理職の動きをつくるのが大事だと思いますね。

○佐伯委員

では、また今度教えてください。

○足羽教育長

はい、報告をさせますので。

○鱸委員

子どもたちは空き時間とかどんなふうに使っているんだろうか。いろんな子がいるんで規制をかけてしまう面もあるんでしょうかね。普通に考えれば、僕らが携帯を触るようなことで、子どもは時間が空いたら触ったりしているのか、それぐらい自由に使えるようにしているのかわからないですが。

○中田教育次長

自由に使えるという状況ではないですね。ただ、推進校ではいろいろな動きが出ており、月1回のGIGAチャンネルでも取組を発信していただいたりしているところですが、今度は受け取るほうですね。それを受け取ろうと思う人はどんどん受け取って、吸収して実践に返していくんですけど。情報をこっちのほうからどんどん送っていくような、そういう仕掛けも後半していけたらなというふうに思っています。

○佐伯委員

小学校で教科担任が広がっていくと、タブレット等を使った授業がどのクラスでも公平に受けられると思うんですが、そのあたりの動きについてもまた教えてほしいと思います。

○森委員

現場にいかないで先生が遠隔授業をするという形であれば、学校をまたいでも、この授業はこの先生にというように同時配信で授業ができるというようなことはないわけですか。

○中田教育次長

そこまではしてないです。先生方の勉強として、エキスパート教員の授業を見て教員が勉強するくらいです。学校によって進度も違うのでなかなか難しいですね。

○佐伯委員

たしか高校の場合、自分の学校でない他の学校の特定の授業が聞けるんじゃないかなかったですか。

○足羽教育長

試行的には実施しているんですが、これは制度的にも他校の授業を聞いて、それを単位認定するようにはなっていませんので。

○佐伯委員

自分が関心がある専門分野の他高校の授業を視聴することはできるんでしょうか。

○足羽教育長

向こう側から配信をされていて許可が出ていれば、見ることはできますが、それを見たことによって授業を受けたということにはならないです。

○佐伯委員

たとえば日野高校の生徒が、米子東高校のこの授業をというのは。

○足羽教育長

見ること、聞くことは全然問題はないけれども、それも単位になりません。上手な先生が確かにいらっしゃいます。さっき言ったエキスパート教員なんですけど、一部そういう部分を使いながら、その授業が行われていくという形であればいいんだろうと思うんですけども、それを見ていれば単位取得になるということは現時点ではなっていません。

○鱸委員

おそらく高校生ぐらいになると、たとえば英語の勉強なんかは、Y o u T u b eとかにもたくさん出ていますから、うまく説明している動画をたくさん見てというようなことは、おそらく進学校の高校生はやっていると思うんです。その辺はそういう使い方はできるとして、学校での授業の意味ってなんだろうということにもなっちゃうんで、アクティブラーニング的なところがなくなってしまいますからね。知識を得るために、うまく利用することが必要なんだよね。そういう面では他の上手な授業が見られればよりいいのかな。学校の先生も勉強になるということはあると思います。

○佐伯委員

探究というところで、自分の課題解決のために使ってみるとか、それから交流というところで、他校の生徒と交流しながらやり取りができるわけなので、時間的なところも含め随分合理的になりますよね。直接触れ合えないという寂しさはあるかもしれないけれども、その辺をもう少し考えたらいいですよ。

○中田教育次長

これからだと思いますけどね。広がりや深まりということもI C Tを活用することで出てくるんじゃないかなと思います。

○足羽教育長

どのように使うかというレベルにいきたいところなんですよね。佐伯委員さんがおっしゃったのは、使っているか使っていないかというレベルのところは、一部まだ残っていると

というのがね。大事なのは、どんなふうに使ったら子どもたちの学びの世界が広がるのか。さっき言われた交流だとか、探究だとかに役立つか。そのいい部分を早く取り込めるように仕掛けていかないといけない。そこが本題だなと思っていますので。次回そういうことも含めて、また報告させていただきます。

○足羽教育長

はい、それでは、本日の定例教育委員会はこれで閉会とさせていただきます。次回は8月4日（水）午前10時からお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

はい。では、以上で本日の会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。